

所沢市DX推進基本方針に掲げる 課題解決のための取組ごとの方針

本方針は、所沢市DX推進基本方針に掲げる
11個の「課題解決の取組」ごとに、
中間目標時点（2025年度）までの方針・目標を定めたものです。



令和5年3月
所沢市



1 主要な情報システムを標準化

1 標準化で業務を効率化

- 国が示す標準仕様書を元に、主要な情報システム及び業務フローを標準化します。
- システムの標準化によりシステム開発にかかる人的・財政的負担を軽減し、職員が市民サービスを向上させる相談業務や計画立案業務に力を注ぐことができる環境を整えます。

2 標準システムへの‘安全・確実’な移行

- 国が定める標準化対象システムは個人情報等を取り扱う重要なシステムであるため、「調達等に関する基本的な考え方」（別紙）に基づき、システムを‘安全・確実’に移行します。

システムの標準化とは？

国が指定する自治体の業務（以下参照）について、全国の自治体で共通のシステム開発に関するルール等を定めて、システムの品質を一定に保つとともに、システム間での連携やデータ流通を図れるようにしていくことをシステム標準化といいます。

自治体の標準化対象業務...20業務（令和4年4月時点）

住民基本台帳、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険、障害者福祉、選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録

所沢市標準システムの 調達等に関する基本的な考え方

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、「標準化法」という。）に基づき、住民記録、地方税、福祉などの自治体の主要な業務を処理する情報システムについて、標準化（国が定める標準仕様の基準に適合したシステムを利用すること）が全国の自治体に義務付けられました。

所沢市においては、個人情報等を取り扱う主要なシステムを“安全・確実”に移行することを最優先とし、次の考え方に従い、標準化対応を進めることを基本とします。

< 調達等に関する基本的な考え方 >

標準的業務フローに合わせ、現行の業務フローの見直しを行う
システムの標準化対応は令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間で
システムの標準化対応を適切に行うことができる事業者を選定する

< 根拠 >

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、システム標準化の期限は令和 7 年度までと定められており、対象業務の標準仕様書が全て示されるのは令和 4 年夏頃とされています。

このため、限られた期間で効率的に移行作業を進める必要があることから、以下の考えに基づき「調達等に関する基本的な考え方」を示したものです。

標準的業務フローに合わせ、現行の業務フローの見直しを行う

システム標準化にあたっては、標準システムの機能に従い業務を行うために、業務フローの見直しも求められています。このため、各府省が示す標準仕様書では、システムの機能要件とともに、「標準的業務フロー」が併せて示されます。これに従い、現行事業者と連携し、見直し作業（Fit & Gap分析）を行う必要がありますが、前述のとおり令和 7 年度までにシステム標準化を終える必要があることから、この作業は令和 4 年度から令和 5 年度に実施する必要があります。

現行業務フローを標準的業務フローに適合させない場合、現場に混乱が生じることから、標準的業務フローに基づき現行業務フローを見直すことは必須の取り組みとなります。

なお、標準化法においては、標準システムへのカスタマイズが原則禁止されており、必要最小限の改変は認められるものの、その条件は厳しく限定されています。やむなく所沢市独自の業務フローを構築する必要がある場合には、標準システムへのカスタマイズではなく、サブシステムとのAPI連携等の手法によることとなります。

システムの標準化対応は令和6年度から令和7年度の2年間で行う

システム開発事業者は、令和4年夏公開予定の標準仕様書に準拠したソフトウェアを開発しますが、リリース時期が令和6年4月頃になる業務もあると見込まれます。一方、システム移行作業には約1年半を要することから、結果的に令和6年度・令和7年度の2年間で標準化対応を実施することとなります。

なお、標準仕様書が早期に示されるシステムのみ先行して標準化対応を進める方法も考えられますが、データ連携及び全体効率の観点から、全ての対象業務を同時期に移行することとします。

システムの標準化対応を適切に行うことができる事業者を選定する

標準システムへの移行にあたっては、移行後のシステムの姿を見据え、上記の見直し作業をはじめとして現行システムにおけるデータ修正などの事前処理が必要となります。この作業は現行事業者以外では対応が難しいうえに、全国の自治体で一斉に実施されることから、全国的な技術者不足が懸念され、各事業者が新規自治体への参入に対して消極的な姿勢をとることが予見されま

す。

また、事業者を変更する場合、所沢市のシステムの現状把握から始める必要があるため、作業は極めて煩雑なものとなり、期限内に完了できなくなるリスクも生じます。

以上のとおり、現行事業者以外の参入が得にくく複数候補での競争が困難な状況が予想されますが、期限内の安全・確実な標準化対応を条件として、適切に対応できる事業者を選定することとします。

今後の国の動向により見直しを行う場合があります。

2 マイナンバーカードの普及促進（方針）

基本方針の
中間目標

1-1

行政手続や問い合わせ、
相談が簡単にできる



1 デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及

① マイナンバーカードの取得促進

- 積極的な広報等により、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの取得を促進します。

② マイナンバーカードの利用促進

- マイナンバーカードでできること（サービス）を拡大し、その価値を高めることによってデジタル社会の進展を促進します。



3 行政手続のオンライン化（方針）



1 いつでもどこでも行政手続可能に

1 便利なオンライン化を主要な手続から

- 子育てや介護などの様々な行政手続について、オンラインで行えるよう整備を進めます。
- 手続ごとに業務改革やシステム改革を実施のうえ、オンライン化の範囲の拡大を進めます。

2 二度手間をなくし利便性を向上

- 添付書類等の提出について、既に行政が保有している情報は再度提出いただかないよう見直しを行います。

3 一度の手続で一連のサービスを案内

- ライフイベントごとに、必要な手続やサービスを案内できるよう整備を進めます。



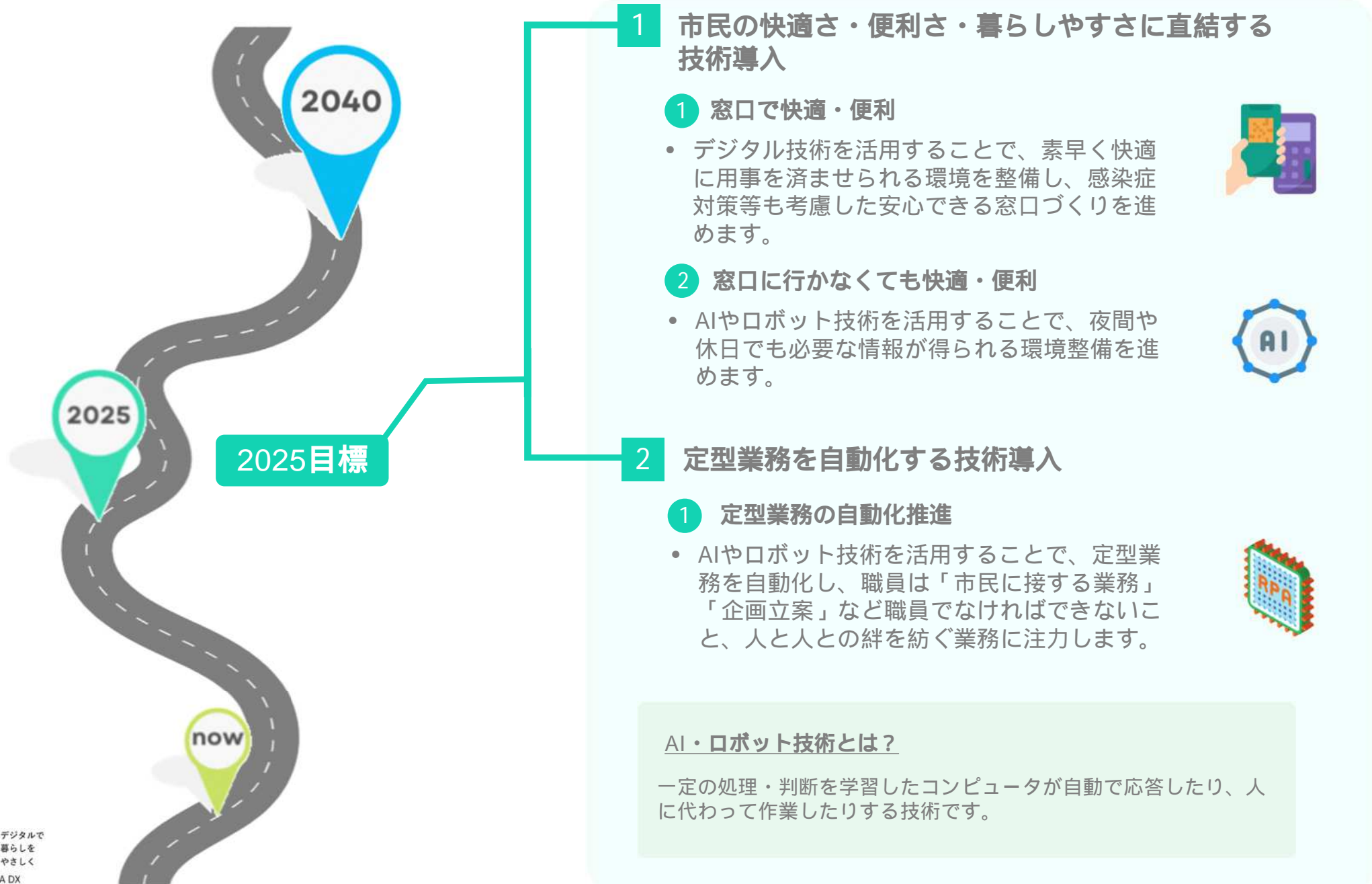
ライフイベントとは？

生活上の様々な出来事のことです。特に、その後の人生に影響のある大きな出来事を指します。例えば、引っ越し、介護、死亡・相続、結婚、出産などです。

4 デジタル技術の利用促進（方針）

基本方針の
中間目標

1-3	様々な手段で決済ができる
2-2	多くの産業の分野でデジタル技術の導入が進んでいる
3-1	市民に寄り添った業務に人員と財源を振り向けることができている





1 テレワーク環境の整備による生産性向上の成果を市民サービスへ充当

① 誰もが利用しやすいテレワーク制度の確立

- 職員個人のライフスタイルを尊重しながらも、業務に尽力できる働き方の選択肢として、誰もが利用しやすいテレワークの制度を確立します。

② 場所にとらわれずに仕事ができる環境の整備

- 電子決裁やWEB会議などのデジタル技術を活用することで、場所にとらわれずに業務を行うことができるような環境を整備します。

③ テレワークを活用した行政機能維持のための体制整備

- 市役所から離れた場所からでも業務を行うことができるため、災害時などの状況下でも、テレワークを活用し、行政機能を維持することができるような体制を整備します。

テレワークとは？

広義には、デジタル技術を活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことを指します。会社のオフィスに出勤せず自宅で仕事をする「在宅勤務」を始め、外出先で空き時間に仕事をする等の「モバイルワーク」や、本来勤務しているオフィスとは別のオフィスで仕事を行う「サテライトオフィス勤務」もテレワークに該当します。

育児や介護等の理由による退職が社会的な課題となる中で、個人の実情に合わせて仕事ができるテレワークは、働き方改革の切り札ともいわれており、テレワークの推進による働き方の多様化や業務効率化は、行政の生産性向上の効果はもとより、きめ細やかな市民サービスにつながるものと考えられます。

6 セキュリティ対策の徹底（方針）



情報セキュリティとは？

情報が外部に漏れたり、ウイルス感染などにより情報が破壊されたりせず、また、利用する必要がある時に中断せずに情報を利用し続けることができます。

1 個人情報やプライバシーの保護を重視し、安全・安心なデジタル化の推進

1 関係法令等の遵守

- 国が示すガイドラインの改定を踏まえ、市の情報セキュリティ規程を見直します。
- 関係法令等を遵守し、市の情報セキュリティレベルの維持・向上を図ります。

2 安全を前提としたデジタル技術の導入・運用

- 安全性の確保を最優先としたうえで、新しいデジタル技術を活用し、市民の利便性や業務の効率性の向上を図ります。



2 災害などの不測の事態に速やかに対処できる情報基盤の整備

1 強靭な情報基盤の整備

- 災害などの不測の事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を継続又は速やかに再開させることができるよう、テレワークなど業務形態の整備、及び情報システムやネットワークの強化・整備に取り組みます。



7 地域社会のデジタル化（方針）

基本方針の
中間目標

1-2	自分のニーズに合った情報を簡単に受け取ることができる
2-1	誰でも市政やまちづくりへ容易に参加できる
2-2	多くの産業の分野でデジタル技術の導入が進んでいる



地域社会のデジタル化とは？

地域社会のデジタル化は、行政内部事務のデジタル化にとどまらず、市民、事業者、学術機関等と共に、デジタル技術を活用して「まちの暮らしやすさ」や「まちの活力」を向上させていくものです。

1 産学民がデジタル技術の恩恵を受けられる施策の実施

- 1 プッシュ型行政サービスの整備
 - 市民一人ひとりに最適なお知らせを配信するプッシュ型行政サービスの整備を目指します。
- 2 産学民へのデジタル化支援
 - 市内事業者のデジタル技術導入やデジタル人材確保をサポートし、事業者DX推進に寄与します。
- 3 デジタルの活用を促進するためのインフラ整備
 - 新しい働き方を下支えするインフラ整備を進め、多くの方が働きやすい環境を整えます。



2 自治体と外部との接点のトータルデザイン

- 1 行政へのアクセスやレスポンスをわかりやすく
 - 市民等とのコミュニケーション全体について、容易にアクセスできてわかりやすい環境を構築します。
 - 施策や事業の背景や根拠となるデータやロジックをオープンにし、市民等からの意見やアイデアが活かされていると実感できる仕組みを構築します。
- 2 産学官民が協働して課題解決するプラットフォームの構築
 - デジタルツールを活用して行政と市民・地域との接点を総合的にデザインし、市民や市民団体、事業者、学術機関等の外部機関と協働して課題解決を行える体制を構築します。





デジタルデバйдとは？

インターネットやパソコン等を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことです。

1 誰一人取り残されることなく、誰もが便利で快適に暮らせる環境の整備

詳しい知識や複雑な機械操作を必要とせず、誰もがデジタル技術の恩恵を享受することができるやさしい社会の実現に向け、デジタルデバйдの解消に取り組みます。

1 デジタルデバイス（情報端末）の利活用

- 誰もがデジタルデバイスやサービスを活用でき、利便性を実感できるようにデジタルの知識や技術を学ぶ機会を提供します。



2 デジタル技術を利用できる仕組み作り

- 様々な理由によりデジタルデバイスを持っていない方やインターネットを利用できない方に対し、支援する仕組みを整えます。

3 利用者の立場に寄り添った行政サービスの提供

- 身体的、社会的、経済的な理由に関わらず、市民の誰もが等しく行政サービスを受けることができるよう、窓口や手続の改善に取り組みます。
- 市民が見たり、操作したりする機器やシステムを市役所で導入・運用する際には、利用しやすさに配慮します。



1-1	行政手続や問い合わせ、相談が簡単にできる
3-1	市民に寄り添った業務に人員と財源を振り向けることができています



2025目標

1 利用者視点に立ち返り、行政サービスを再構築

1 利用者の利便性の向上

- 利用者のニーズ・利用状況・現場の業務を詳細に分析したうえで、利用者がサービスを受ける際の最適な手法を検討します。
- 利用者の視点で行政サービスの現状を一から見直し、市民が触れる部分から職員の内部事務まで含めたプロセス全体の再設計を行います。

2 手続の最適化と環境負荷の軽減

- 書面主義や対面主義を見直し、手続の最適化を進めるとともに環境負荷の軽減を図ります。

2 市役所内部の事務を紙ベースから電子ベースに転換

1 文書のデータ管理が可能なシステムの導入

- 紙での管理が基本となっていた文書の管理方法を見直し、データで管理することが可能な文書管理システムを導入することで、市役所全体を電子ベースの事務に転換させ、公文書の適正な管理や事務の効率化を進めます。

2 市民サービスの向上のために市役所の業務体系を再構築

- 電子ベースの事務への転換に伴って、これまでの事務に要していた時間を短縮させ、事務処理の効率やスピードを高めます。
- 事務の電子化を契機として、組織体制や事務フローなどの市役所内部の業務体系の再構築を行い、市民と向き合う時間を増やすなど、限られた行政資源を市民サービスの質の向上に充当していきます。

BPRとは？

業務改革（再構築）の略。既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセス全体における職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再構築することを指します。

BPR = ビジネスプロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineering）。



1 「発見」と「解決」を生み出すオープンデータの推進

1 多様な利活用を意識したデータの作成

- データを作成する際には「多様な利活用」を意識し、誰もが使いやすいように標準化されたデータにします。

2 「質・量ともに」より高い水準でデータを整備・公開

- 公開できるデータは積極的に公開します。
- 地理情報システム（GIS）を活用するなど、可視化の手段を積極的に提供します。
- 誰でも必要なデータに手が届くように、適切な形で蓄積し、検索性を確保します。



3 データに基づいた政策決定（EBPM）のさらなる推進

- データの分析や公開等に必要な基盤・環境を整備し、様々なデータが政策決定の際に活用できるよう、取組を進めます。



標準化されたデータとは？

ここでは、CSV・TXTなど、「データの作り方」が公開されているデータ形式のことを指します。このようなデータは様々なアプリで機械判読しやすく、使いやすいデータとなります。

EBPMとは？

Evidence Based Policy Makingの略語で、直訳すると「証拠に基づく政策立案」となります。その「証拠」として有力なものが「データ」です。



2025目標

1 デジタル技術を活用し、地域社会と関わることができる地域人材の育成

1 地域社会におけるデジタル人材の育成

- デジタルデバイス（情報端末）を必要とっていない方や不慣れな方に研修や相談を行うことができる支援員を育成します。
- デジタル社会のなかにあっても、人や社会とつながり、地域とのコミュニティを感じることができるよう、デジタルの知識や技術に関する教育や生涯を通じ学習を受ける機会を充実させます。

2 地域社会とのデジタル化協働

1 他団体との協働で社会的課題を解決

- 市民の生活圏、事業者の活動圏が重なる近隣市との共通課題をDXにより解決する場を設け、ノウハウを共有します。
- 企業や大学からアイデアや技術を積極的に受け入れ、市役所のDXを進めることを通じて、地域の中核を担う人材を発掘・育成します。

3 デジタル技術を活用し、業務改善を推進する市職員の育成

1 デジタル人材の育成・確保

- 中長期的な視点を踏まえ、全職員を対象にした体系的な研修等を実施することにより、デジタル人材の育成に取り組みます。
- 新規採用、外部人材活用、国や民間企業等との連携など多角的な手段を用いて、高度なデジタル技術に精通し、業務経験が豊富な人材を必要に応じて確保します。その確保には、必要なスキルとレベルを見定めて取り組みます。

デジタル人材とは？

DXに関する知識やノウハウを有し、市民や組織内部に対してデジタル技術による業務・サービスの改革を牽引できる人材のことです。